

障害者ホームヘルプサービスの利用に見合う予算確保を求める意見書

今年4月に障害者支援費制度が始まって8カ月近くになろうとしている。障害者が安心して利用できる制度にするための取り組みが進められているが、ここにきて今年度の国の補助金不足が懸念されている。このままでは、必要なサービスが抑制・縮小されかねないと、全国知事会初め地方自治体や障害者団体から政府に対して、予算増額を求める要望が相次いでいる。

厚生労働省によると、身体、知的障害者のホームヘルプサービス事業の利用実績が、4月、5月でみると昨年度に比べ、1.46倍である。

支援費制度の目的は障害者の自立支援である。障害者が地域で自立していくための支えとなるホームヘルプサービス事業の利用増加は当然のことである。問題は新制度の発足にふさわしく、政府がホームヘルプサービス事業の予算を確保してこなかったことにある。今年度の国の補助予算額は278億円（11カ月）であるが、利用増加を考慮すると330億円必要であり、約52億円の不足である。東京都の調査と試算では、4～5月の利用実態をもとに計算すると、実態に見合っただけで国庫補助金が支出されないとしたら9億6千万円近くの歳入不足が生じることが明らかになった。三鷹市では1,900万円の影響となる。

そもそも厚生労働省は、今年1月、予算抑制を意図して、障害者ホームヘルプサービスへの国庫補助金に「上限」を設ける方針を打ち出した。全身性障害者のホームヘルプサービスは一人当たりおおむね月125時間とするなどの「基準」である。それが、障害者団体などの強い抗議と要請を受けてこれらの「基準」が「市町村に対する補助金の交付基準であって、個々人の支給量の上限を定めるものではない」との見解を示さざるを得なかったのである。また、当面は経過措置として「基準」を上回る場合でも、これまでの国庫補助額を確保すると明言したはずである。

こうした経過を踏まえても政府は、サービスの利用実態に見合う十分な財源を確保する責任がある。財源不足を自治体や利用者に転嫁することは絶対に許されるものではない。

よって、本市議会は、国に対して今年度の障害者ホームヘルプサービスの利用増加に見合う予算確保を求めるものである。あわせて来年度概算要求が今年度実績見込みにも満たない327億円ではサービスの低下が避けられない。来年度に向けて、予算を大幅に増やし、サービス利用の増加に応じた抜本的拡充を強く要求する。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成15年12月19日

三鷹市議会議長 榛 澤 茂 量